

令和7年第1回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年1月20日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|-------|--------------------|--------|
| 議案第1号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第2号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.3 |
| 議案第3号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.4 |
| 議案第4号 | 選挙人名簿の移替え延期について | ・・・P.6 |

2 そ の 他

- | | |
|---------------------------|--------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P.7 |
| 福岡県知事選挙等における期日前投票所の設置について | ・・・P.7 |

議案第 1 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 1 月 20 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 524 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 257 人 |
| | 市外転出者 | 267 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 1 月 20 日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和6年12月2日から令和6年12月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年8月2日から令和6年8月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	141	116	257
転出	143	124	267
合計	284	240	524

議案第2号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和7年1月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第3号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙2のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年1月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R6.12.2現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7.1.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	42	1	0	1	0	42
女	70	0	0	0	0	70
計	112	1	0	1	0	112

議案第4号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和7年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

移替えを延期する期間

令和7年2月18日から令和7年3月23日まで

(議案の根拠)

・公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(登録の移し替え)

公職選挙法施行令第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 1 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 2 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

※ 移替えを延期する期間の始期は、移替最終日の翌日となる。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第2回	定例	2月20日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室
第3回	定例	3月3日（月）	午前10時	早良区役所 応接室
第4回	臨時	3月5日（水）	午前10時	早良区役所 応接室
第5回	臨時	3月6日（木）	午後6時	早良区役所 応接室
第6回	臨時	3月20日（木）	午後6時	早良区役所 応接室
第7回	臨時	3月23日（日）	午前10時	早良区役所 応接室

※福岡県知事選挙等の臨時会の日程については、今後変更となる場合があります。

・福岡県知事選挙等における期日前投票所の設置について

別紙3のとおり